

V 令和7年度小千谷市立南小学校 いじめ防止基本方針

0 はじめに

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法）

第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(1)-2 いじめ類似行為の定義（新潟県いじめ等の対策に関する条例）

第2条の2

この条例において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然（がいぜん）性の高いものをいう。※蓋然：ある事柄が起こる確実性

(2) 南小いじめ防止基本方針の概要

当校のいじめ防止基本方針（以下基本方針）は、国のいじめ防止基本方針に則り、次の3本柱をもとに、いじめの未然防止、並びに起きた場合の解消に向け、組織的に取り組む。

- ◎「学びや成長の実感できる日常生活～いじめの起きづらい学校風土をつくる～」
- ◎「いじめに関する確実な実態把握」
- ◎「即時対応・確実な事実把握」

《学校経営の根幹》

子どもを常に真ん中におき、一人一人をよく見取り、子どもの立場に立った教育の推進

1 未然防止

○学びや成長の実感できる日常生活～いじめの起きづらい学校風土をつくる～

次の各教育内容に関して、児童に着実に理解させたり、身に付けさせたりする。

(1) 教科指導の充実

- ・教育計画「南の教育」12・13 ページ ・年間指導計画
- ・校内研修計画に「職員のいじめ防止に向けた研修」を位置づけ実施する。

(2) 学級経営の充実

- ・学級経営案（教員評価シート）への位置付け

(3) 道徳教育の充実

- ・教育計画「南の教育」13・17 ページ ・年間指導計画

(4) 人権教育、同和教育の充実

- ・教育計画「南の教育」15・20 ページ ・年間指導計画

(5) 生徒指導の充実

- ・教育計画「南の教育」18・19 ページ ・年間指導計画

(6) 特別活動の充実

- ・教育計画「南の教育」15・21 ページ ・年間指導計画

2 いじめ（類似行為を含む）に関する情報や状況の確実な把握・報告

○下記内容を確実に行之、いじめに関する情報を的確に把握する。

- (1) 児童の日常生活の見取り（学級担任、入教職員）
- (2) 児童及び保護者からの情報の確実な受け止め
- (3) 定期的ないじめ調査アンケートの実施（各学期に1回）、休み明けアンケート（長期休み明け）
- (4) 教育相談の充実（各学期1回、他に適時呼び出し相談を行う）
- (5) 保護者アンケート（学校評価による）での情報収集や保護者入の状況・概要報告

3 校内いじめ防止委員会（以下 校内委員会）

(1) 目的

- ・本校児童間におけるいじめ事案を素早く把握し、解消に努める。
- ・未然防止は、Iに基づき全教育活動で意識し、充実に努める。

(2) 取組内容

- ① 「2の(1)～(5)」の確実な実施等による児童間のいじめの把握
- ② いじめを把握した情報把握者の管理職及び担当への速やかな報告
- ③ 校内委員会で対応を検討及び実施（軽度と判断する内容以外【いじめ類似行為も含む】は、速やかに市教委へ報告する）
- ④ 解消の確認
- ⑤ 再発しないか見守りや点検を継続（約3カ月）
- ⑥ 見守り・点検の継続が一定期間経過した時点で今件の解決

(3) 委員構成

◎教頭 ○生活指導主任 担任 校長 養護教諭 教務主任
いじめの程度に応じて 民生児童委員 駐在員 市相談員 スクールカウンセラー
市教委担当管理指導主事 その他必要と思われる者

(4) 留意点

- ① 「即時対応・確実な実態把握」を基本に対応する。
- ② 被害児童とその保護者の心情や訴えを十分に受け止める。
- ③ ②を重視しつつも加害児童及びその保護者への配慮ある対応を忘れない。
- ④ 該当事案が犯罪の疑いがある場合は、警察へ速やかな相談を行う。犯罪にあたる場合は、即、警察へ通報する。
- ⑤ 同一校舎であることもあり、小中学校連携して対応する。

4 重大事態への対応

学校又は学校設置者（教育委員会）に「調査委員会」を設置する重大事態とは、 ア「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」 （児童が自殺を企図した場合等） イ「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」 （年間30日が目安。一定期間連続して欠席している場合は、迅速に着手） ※「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時」
--

- (1) 市教育委員会にいじめ事案を報告し、上記ケースに当てはまると認定された場合は、公平性、中立性を確保した調査組織を事案の程度によって学校又は市教育委員会に設置し、該当のいじめに関する調査を行う。
- (2) 調査結果は、いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- (3) 調査によって記録された資料（情報）は、5年間保存する。

5 いじめ防止及び対応の研修

○職員のいじめ防止に向けた研修を6月、8月、12月に実施する。運営は校内委員会。内容は、「ケース会議」「WEBQ U分析」「教育相談のポイント」とする。

6 その他

- (1) いじめ根絶県民会議の「いじめ見逃しゼロスクール」の趣旨に則った学校行事等の充実に努める。
 - (2) 保護者及び地域への啓発活動
「いじめの見逃しを減少させること」「いじめ防止の気運を高めること」という2点のために保護者や地域への啓発活動は重要であり、次の取組を行う。
 - ① 基本方針の児童及び保護者への丁寧な説明及び概要プリントの配布、ホームページ掲載
 - ② いじめ防止関連行事を学校だよりに掲載し地域へ配布及び概要プリントの配布
 - (3) インターネットやゲーム機によるいじめは喫緊の課題であり、特に、些細な情報でも即時対応する。
 - (4) 南中学校区いじめ対策委員会における保育園・小学校・中学校の情報連携や行動連携した取組を充実させる。
- ※ 基本方針は、今後、随時見直して改善し、よりよいものにしていく。